

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(二) 平成二十九年十二月十九日

告示

岐阜県告示第五百五十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 アダマンタン 一 イルル 一 ベンチル 一 H・インダゾール 三 カルボキシ
ラート及びその塩類(通称ACBL(N・O一八))

2 一 (四) エチルフェニル(N・ニ)メトキシベンジル)プロパン ニアミ
ン及びその塩類(通称四 E・ANBOMe)

3 二 一 (四)プロモニ・五 シメトキシフェネチルアミノ)メチルフェノール及
びその塩類(通称二五B・NB・OH、二C・B・NB・OH、NB・OH・二C・B)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある
と認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十九年十二月二十日

平成二十九年十二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社